

製品情報データシート

(Products Information Data Sheet)

SDS 制度では、密閉された状態で使用される製品は制度対象外であり、本製品はこれに該当します。したがって本記載内容は通常の取り扱いを対象とし、また参考情報として提供しており、記載内容を保証するものではありません。

1. 化製品及び会社情報

製品名 : 塩化チオニルリチウム電池 (一次電池)
製品サイズ : ER3V, ER4V, ER6V, ER17330V, ER17500V, ER17505V
会社名 : 東芝ライフスタイル株式会社
住所 : 〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
電話番号 : 044-577-0142
FAX 番号 : 050-3385-0617

2. 危険有害性の要約

GHS分類 : 分類対象外
有害性 : 電池が燃焼した場合、発生した蒸気は、目や皮膚や喉を刺激するおそれがある。
危険性 : 電池に内蔵されている電解液は腐食性、金属リチウムは可燃性であり、電池を火中に投入したり、加熱したりすると破裂や発火のおそれがある。電池を積み重ねたり、ごちゃ混ぜにしたりした場合、短絡により、発熱や破裂や発火を引き起こすおそれがある。

3. 組成、成分情報

主な成分(化学式)	CAS 番号	PRTR 法	質量/濃度範囲
リチウム金属(Li)	7439-93-2	非該当	別記 ^{*1}
塩化チオニル(SOCl ₂)	7719-09-7	非該当	25~45 質量%
塩化アルミニウム(AlCl ₃)	7446-70-0	非該当	2~5 質量%
塩化リチウム(LiCl)	7447-41-8	非該当	2%未満
カーボンブラック(C)	1333-86-4	非該当	1~5 重量%
その他(金属)・ステンレススチール	65997-19-5	非該当	35~50 質量%

^{*1} : リチウム金属重量 (g)

ER3V	0.31	ER17330V	0.48
ER4V	0.39	ER17500V	0.81
ER6V	0.65	ER17505V	0.92

4. 応急措置 (製品から電解液が漏出した場合)

吸入した場合 : 電池の破壊により内容物から発生した蒸気を吸入した場合には、直ちに空気の新鮮な場所へ移動する。気分が悪いときは直ちに医師の診断、治療を受ける。

- 皮膚に付着した場合 : 電池の破壊により内容物が皮膚に付着した場合には、直ちに多量の清浄な水と石鹼で洗い流す。痛みがある場合には医師の診断、治療を受ける。
- 目に入った場合 : 電池の破壊により内容物が目に入った場合には多量の清浄な水で15分以上洗浄し、医師の診断、治療を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 電池を飲み込んだ場合には、直ちに医師の処置を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : ドライケミカル、乾燥砂、黒鉛粉末
- 使ってはならない消化剤 : 水、CO₂、CCl₄、ハロゲン化物は使用不可。電池内容物の塩化チオニルは水や空気と反応して有毒ガスを発生する。またリチウム金属は水と反応した場合に、発火または可燃性ガスである水素ガスを発生し、火災を拡大させる危険性がある。
- 火災時の特定有害性 : 火災時において電池内容物が水や空気と反応して有毒な塩化水素ガスや亜硫酸ガスが発生する。また発火、爆発の危険性を伴う。
- 特定の消火方法 : 初期火災において類焼を防ぐ目的で火の元近くの電池を可能な限り安全な場所に移す。このとき可能な限り風上より作業し、必ず保護具を着用する。(耐火手袋、保護マスク、保護メガネ、保護衣)
- 消火を行う者の保護 : 保護具(耐火手袋、保護マスク、保護メガネ、保護衣)を着ける。必ず保護マスクを着用する。(給気式呼吸用保護マスクが望ましい)

6. 漏出時の措置 除去方法(製品から電解液が漏出した場合)

電池は内容物を容器で密閉しており、通常内容物が漏出することはない。ただし、機械的、電気的なストレスにより内容物が漏出した場合には、乾燥砂に吸着させ空容器に回収する。その後、炭酸ソーダ、消石灰を撒いて中和し、多量の水で洗い流す。リチウム金属の場合には空気中の水分と反応して発熱を起こし発火の恐れがあるので直ちに処理をする。作業の際には必ず呼吸用保護マスクを着用する。(給気式呼吸用保護マスクが望ましい)

7. 取り扱い及び、保管上の注意

- 取り扱い : 電池に漏液や異臭があるときは適切に廃棄すること。電池本体へのハンダ付けはしないこと。電池同士または他の導電体で端子間を接触させない。火中投入、分解、加熱、加圧変形、充電、落下は行わない。水中投下や海水に浸さない。
- 保管 : 直射日光、高温、高湿を避け、雨、水滴等で濡れない場所とし、温度はなるべく低い場所(温度 10～25℃、相対湿度 70%以下を推奨)保管する。また可燃性、発火性などの危険物が近くでない場所とする。可燃物、導電物との混触は厳禁。適切な消火設備を準備する。
- その他注意事項 : 製品カタログ、仕様書などに記載されている取り扱い、保管上の注意事項を参照。

8. ばく露防止措置及び保護措置

- 呼吸器の保護 : 通常の使用状態では不要
- 目の保護 : 通常の使用状態では不要
- その他の保護具など : 通常の使用状態では不要

(電解液が製品から漏出した場合)

呼吸器の保護	: 保護マスク(酸性ガス用)
目の保護	: 保護メガネ
その他の保護具など	: 不浸透性保護手袋

9. 物理的及び化学的性質

形状	: 円筒形 強靱な金属缶に内容物が封入され、封口がなされている。
pH	: 水に不溶であり該当しない。
沸点／沸点範囲(℃)	: 情報なし
融点(℃)	: 情報なし
分解温度(℃)	: 情報なし
引火点(℃)	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

複数個の電池を、端子に絶縁処置をせず、ごちゃまぜにした場合、短絡することにより電解液が漏れだし、発熱、破裂、発火する可能性がある。充電した場合、電池内部からのガス発生で電解液などが急激に噴出することがある。また、破裂、発火の可能性がある。加熱、火中投入した場合、電池の電解液の飛散、破裂、発火の可能性がある。分解した場合、短絡による発熱、破裂、発火の可能性がある。

11. 有害性情報

化学物質は金属製の容器で密閉されているため有害性はない。

12. 環境影響情報

電池としての情報はなし

13. 廃棄上の注意

廃棄は産業廃棄物処理法などの法律、法令にしたがって適正に処理すること。事業者は、ご自身が産業廃棄物処理業者と契約した上で適正処理すること。なお、廃棄時の注意事項は以下の通り。

- ・焼却は厳禁。
- ・使用済み電池であっても電気エネルギーは残っている場合があるので、電池が短絡しないように電池の＋、－端子部に絶縁テープを用いた絶縁や個別に整然に入れ電池同士が接触しないように収めた後に廃棄すること。
- ・電池が短絡しないように梱包し、水濡れを避ける。
- ・日本国外で廃棄する場合は各国自治体の指示にしたがって廃棄する。
- ・事業者である場合は、法律に従い事業者が産業廃棄物処理業者と契約した上で適正に処理すること。

14. 輸送上の注意**注意事項**

輸送の際は、高温、高湿、結露を避ける。電池が短絡しないように梱包し、荷崩れしないように固定する。電池は、常温（4 5℃以下：1 0～2 5℃推奨）で温度変化の少なく、湿度は相対湿度7 0％以下の場所で保管する。コンテナは注意して扱い、電池に打痕が残るような衝撃は与えないこと。

国連番号及び国連分類

正式輸送品目名 : LITHIUM METAL BATTERIES
国連番号 : UN3090(機器同梱、機器組込の場合は UN3091)
国連分類 : 第9分類(その他の有害物件)
包装等級 : -
(適応除外)

リチウム金属電池は、UN3090 または UN3091 に分類されているが、以下の要件を満たすため、危険物輸送要件の一部で適応除外を受けることができる。

- ・単電池 1 個のリチウム含有量が 1g 以下／組電池 1 個のリチウム含有量が 2g 以下
- ・単電池／組電池は UN Manual of Tests and Criteria, Part III, sub-section 38.3 の各試験条件に適合
- ・国際品質マネジメントシステム規格「ISO9001」を取得した工場、品質プログラムのもとで製造されている。

<航空輸送>

リチウム金属電池は旅客機での輸送が禁止されています。これは、リチウム金属電池を単独で輸送する場合のみ(IATA/DGR の包装基準968セクションIA、IB)に適用されます。

機器同梱の場合(包装基準969)、機器組み込みの場合(包装基準970)には適用されません。

<海上輸送>

IMO-IMDG コードの SP188 を満足すれば非危険物として輸送可能です。

海洋汚染物質:非該当

その他情報

国、地域、輸送会社によって独自の規制を設定している場合があるため、事前に確認が必要です。

輸送に関する法令、規制等の確認は、荷主責任で行うことが要求されています。弊社から納入後、お客様が荷主として輸送される場合には、お客様自身で最新の法令、規制等を確認する必要があります。また、違反した場合には、法令違反となり処罰の対象となるため注意が必要です。なお、以上の情報は輸送に関する参考情報として提供するもので保証するものではありません。

15. 適用法令

電池に関する法令は、最新の法令に従うこと。

- ・Recommendations on the Transportation of Dangerous Goods, Model Regulations 25rd revised Edition (UN)
- ・Recommendations on the Transportation of Dangerous Goods, Manual of tests and Criteria (UN)
- ・Dangerous Goods Regulations, 67th Edition (IATA)
- ・Lithium Battery Shipping Regulations, 13th Edition (IATA)
- ・Technical Instructions for the Safety Transport of Dangerous Goods by Air, 2025-2026 Edition (ICAO)
- ・International Maritime Dangerous Goods (IMDG) Code, 2024 Edition (IMO)
- ・EU 電池指令 (2006/66/EC, 2013/56/EU) (欧州)
- ・EU 電池規則 (2023/1542) (欧州)
- ・EU REACH規則 (欧州)
- ・船舶安全法、危険物船舶輸送及び貯蔵規則 (日本)
- ・過塩素酸塩の取り扱いに関する規制 (カリフォルニア州法)
- ・水銀による環境汚染防止に関する法律 (日本)
- ・化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 (日本)
- ・两用物項和技术进出口许可证管理办法 (中華人民共和国)

16. その他の情報

電池は、EPA(米国環境保護庁)が定義する「商品(Article)」に当たり、その使用化学物質は「商品」の一部として適用除外条件に該当するので TSCA(化審法)の適用対象外となります。

個々の条件、用途、用法に応じた適切な対策を実施の上ご利用ください。また、本記載内容は作成時における当社が入手できた資料、情報等に基づいて作成したものであり、新しい情報に改訂されることがあります。

シート作成 : 東芝ライフスタイル株式会社
バッテリー&オーディオ・ストレージ事業部